

虐待防止の指針

特別養護老人ホーム 蘇望苑

虐待の防止のための指針

(施設における虐待の防止に関する基本的考え方)

第1 当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません(別表参照)。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について)

第2 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。

なお、本委員会の運営責任者は当施設の施設長又は事業所長とし、管理者、生活相談員、計画作成担当者又はサービス提供責任者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とします。

2 身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業又は、法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。

3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

4 虐待防止検討委員会は、必要な都度担当者が招集します。

5 虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。

- ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第3 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

2 具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策

3 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

(虐待又はその疑い<以下、「虐待等」という。>が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第4 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。

虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら

確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

- 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- 4 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 5 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 6 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

- 第6 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

(虐待等に関わる苦情解決方法に関する事項)

- 第7 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- 3 対応の流れは、上述の「第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- 4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

(入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

- 第8 入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(その他虐待の防止の推進のために必要な事項)

- 第9 第3に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等のより提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和 3年 4月 1日より施行する。

一部変更 令和5年3月24日理事会にて第5の4を削除

別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型

区分	具体的な例
i 身体的虐待	① 暴力的行為※ ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
ii 介護・世話の放棄・放任	① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など

区分	具体的な例
	③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・ 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・ 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること
iii 心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 ・ 怒鳴る、罵る。 ・ 「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言いつつ脅す。 など ② 侮辱的な発言、態度 ・ 排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・ 日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・ 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・ 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・ 話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・ 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・ 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・ トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・ 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など ⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・ 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など

区分	具体的な例
	⑦ その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
iv 性的虐待防止	○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
v 経済的虐待	○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

※ 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

相談員会議 () 年 () 月 () 日

※月 1 回実施と確認

①拘束 点検リスト

- 1.徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2.転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3.自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 4.点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 5.点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6.車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- 7.立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- 8.脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 9.他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 10.行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11.自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※ 利用者の行動を抑制しようという意図のもとで使われ、同時に利用者がそれを苦痛・ストレスに感じているのならば、センサーマット等も身体的拘束につながる。「自立支援」の為に必要なケアであるか、目的や運用方法、使用条件等を事業所内で検討してください。

	特養	短期入所	ハーブ	バラ	デイ	あいらく
項目 1	件	件	件	件	件	件
項目 2	件	件	件	件	件	件
項目 3	件	件	件	件	件	件
項目 4	件	件	件	件	件	件
項目 5	件	件	件	件	件	件
項目 6	件	件	件	件	件	件
項目 7	件	件	件	件	件	件
項目 8	件	件	件	件	件	件
項目 9	件	件	件	件	件	件
項目 1 0	件	件	件	件	件	件
項目 1 1	件	件	件	件	件	件

②先月苦情受付件数

	特養	ハーブ	バラ	デイ	居宅	あいらく	他	他
口頭	件	件	件	件	件	件	件	件
文章	件	件	件	件	件	件	件	件

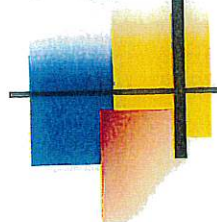
③高齢者虐待

	特養	短期入所	ハーブ	バラ	デイ	あいらく
身体的	件	件	件	件	件	件
介護放棄	件	件	件	件	件	件
心理的	件	件	件	件	件	件
性的	件	件	件	件	件	件
経済的	件	件	件	件	件	件

() 月) の件数を報告します。

苦情解決第三者委員

高齢者虐待防止法について



虐待の種別

- 身体的虐待
- 介護・世話の放棄・放任
(ネグレクト)
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待

身体的虐待とは？

傷やアザなど身体に外傷が生じ、
または生じるおそれのある暴行を
加えること。外部との接触を意図
的、継続的に遮断する行為。

(例)

- 平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に
入れる、やけど・打撲させる
- ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたり
して身体拘束、抑制する

等

介護・世話の放棄・放任とは？

(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や世話を放棄または放任し、高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させていること

(例)

- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を行わない
- ・医療が必要な状態にも関わらず、受診させない
- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、
何ら予防的手立てをしていない 等

心理的虐待とは？

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって**精神的、情緒的苦痛を与えること。**

(例)

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する
- 侮辱を込めて、子どものように扱う
- 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす
- 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する

等

性的虐待とは？

高齢者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。

(例)

- ・高齢者にわいせつな行為をする
- ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する等

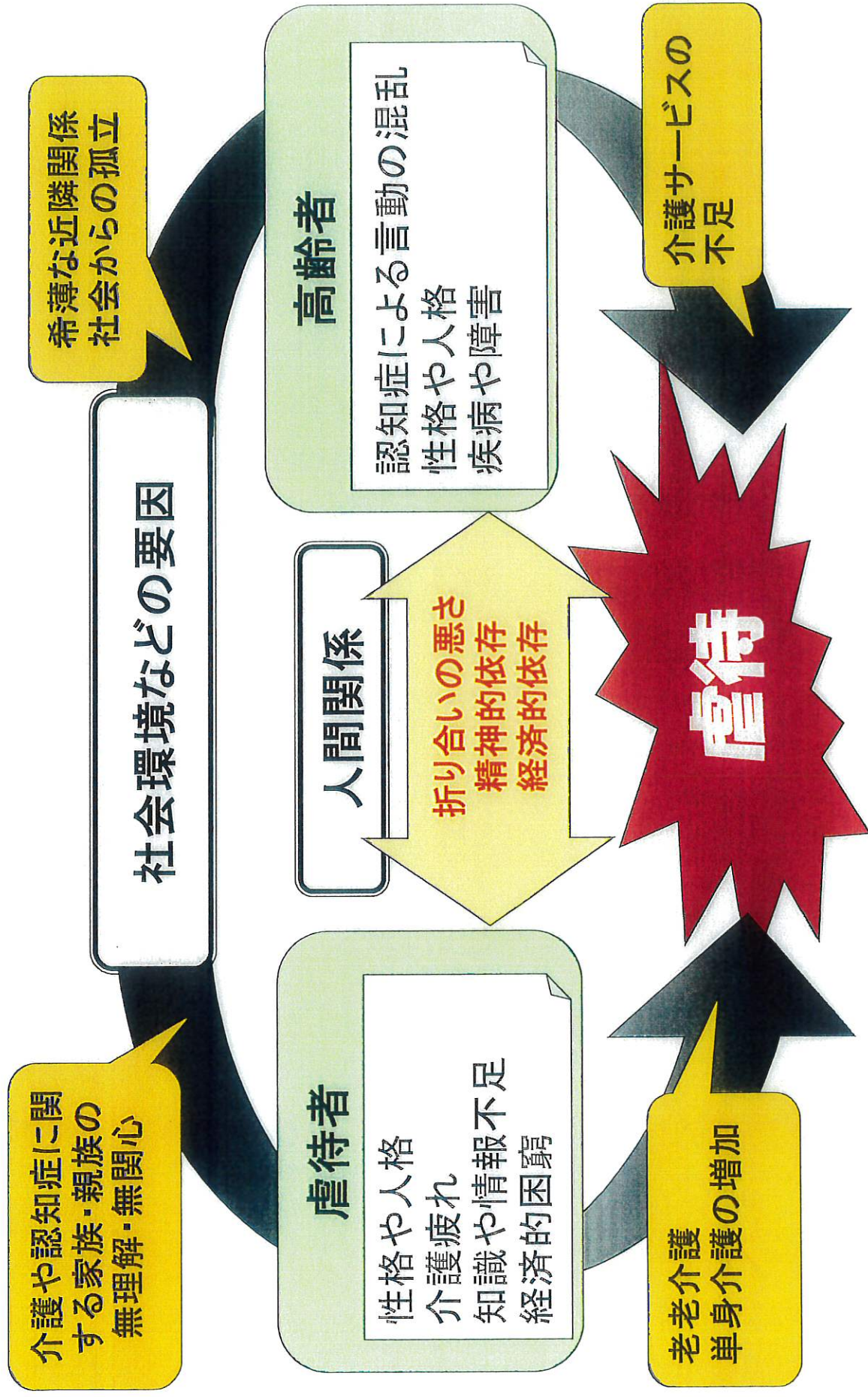
経済的虐待とは？

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限したりすること。

(例)

- ・職員が金品を要求する
- ・年金や預貯金を本人の意志・利益に反して使用する等

高齢者虐待が発生する要因



山都町介護保険事業者における事故報告ガイドライン

介護保険被保険者等に係る事故報告について

介護サービス提供中に事故が発生した場合は以下の事項を遵守し、事故の再発防止と適切な対応が介護保険事業者には求められます

1. サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに山都町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（居宅サービス）

施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに山都町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。（施設サービス）

※通所サービス等の送迎・施設入所者の通院中も含まれるものとする。

2. 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

1. 報告を要する事故等

介護保険事業者は次の①～⑤に該当する場合、山都町等へ報告する。

項目	対象事例
①サービスの提供中に発生した重症又は死亡事故	ア 職員（従業員）の過失及び利用者の自己過失の有無にかかわらず、外部の医療機関で治療を受けた場合（施設内での同程度の治療を含む） イ 利用者等とトラブルが発生することが予測される場合及び見舞金や賠償金を支払う場合
②利用者の離脱（徘徊・行方不明）	速やかに周辺や心当たりがある場所を探し、それでも見つからずに警察への協力を求めた場合
③食中毒及び感染症等の発生	法令により保健所等へ通報が義務付けられている感染症等の場合（注釈）
④職員（従業員）の法令違反・不祥事事件等	利用者の処遇に影響がある場合 例）利用者からの預かり金の着服や横領、送迎時の交通事故（道路交通法）、利用者等の個人情報の紛失や漏洩等
⑤その他、報告が必要と認められる事故	例）誤嚥、誤薬、利用者の財産を滅失させた場合

（注釈）報告が必要な食中毒及び感染症等の発生は次のとおりである。

- ・ 同一の感染症若しくは食中毒による疑いも含む死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ・ 同一の感染症若しくは食中毒の疑いも含む者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ・ 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

2. 報告の手順

- ①第一報は、電話等により速やかに行うよう努める。（特に重大又は異例な事故の場合）
- ②第一報後の経過については、適宜連絡を行う。
- ③事故発生後の当面の対応が済み次第、文書により事故の連絡を行う。

3. 報告の様式

別紙様式「事故報告書」を用いる。

ただし、各事業者において既に作成された様式があるときは、必要な項目の記載があれば、それを用いても差し支えない。

2. 報告先

山都町への報告先は下記の通りとする。

提出方法はメール、持参、郵送のいずれかによること。

（持参の場合は各支所でも可）

〒861-3592

熊本県上益城郡山都町浜町 6 番地

山都町役場 福祉課 介護保険係

TEL 0967-72-1229（直通）

E-Mail kaigo@town.kumamoto-yamato.lg.jp